

【繰上充用とは】

地方自治法（昭和22年法律第67号）では、地方公共団体の会計年度における歳出は、その年度の歳入をもってこれに充てなければならないと定められています。

しかし、予期せぬことなどからその年度に収入する予定であった歳入を確保できず、歳出に対して歳入が不足することがあります。こうしたときに、現行の法制度では赤字決算を予期していないことから、会計年度が経過した後に歳入が不足するときは、翌年度の歳入でその不足分を補てんすることができると定められており、これを「繰上充用」といいます。

競馬事業特別会計は、発売収入が予定を下回ったため、繰上充用を行うものです。